

เรื่อง วิธีปฏิบัติเพิ่มเติมในการใช้สิทธิและประโยชน์สำหรับเครื่องจักรด้วยระบบอิเล็กทรอนิกส์

(Electronic Machine Tracking (eMT online))

非公式訳

投資委員会事務局布告

第 Por. 7/2559 号

件名：電子システム (Electronics Machine Tracking (eMT online)) による
機械における恩典の行使の追加手続き

仏暦 2554 年 (2011 年) 7 月 4 日付投資委員会事務局布告第 Por. 2/2554 号
「Electronics Machine Tracking (eMT online) による機械における恩典の行使手続き」および
仏暦 2556 年 (2013 年) 8 月 23 日付投資委員会事務局布告第 Por. 4/2556 号「電子システムによる
機械恩典の行使手続き」に続き

仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 11 条、第 13 条、第 28 条および第 29 条の権限に基づき、投資委員会の承認により投資委員会事務局は電子システムによる機械における恩典の行使の追加手続きを以下の通り定める。

投資委員会は仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条、第 18 条、および第 31 条の権限に基づき、インダストリー 4.0 への向上による効率向上措置を以下のように発布する。

第 1 項 本布告に定められない電子システムによる機械の恩典利用や申請に関する他の手続きについては電子商取引法に従うものとする。

第 2 項 本布告より前に発布し、本布告に反した規定、手続き、布告などについて本布告に取って代わるものとする。

第 3 項 機械の輸入期限延長の申請

3.1 機械の輸入期限延長の申請を希望するサービス受領者は操業開始を行っていない者とする。

3.2 機械の輸入期限延長の申請は事務局が定めた通りに延長でき、事務局または事務局に委任された団体の電子システムを通じて延長を申請しなければならない。事務局は申請書の受領日より 15 日以内に検討する。

3.3 研究開発または環境のために使用する機械の輸入期限延長の申請に関しては、事務局は申請書の受領日より 30 日以内に検討する。

3.4 他の期限延長申請に関して、サービス受領者はシステムを通じて申請をしなければならない。システムに準備されていないその他の期限延長申請の場合は、書類を作成し、通常通り事務局の文書管理部署に申請しなければならない。事務局はケースバイケースで許可を検討する。

第 4 項 機械を他人に使用させる申請

4.1 申請する機械は他人による製造を事務局が認める製造工程にあるものとする。事務局または事務局に委任された団体の電子システムを通じて機械リストを申請しなければならない。事務局は申請書の受領日より 15 日以内に検討する。

4.2 指定した金型が許可を取得し製造工程にある場合、サービス受領者は許可を申請する必要がないこととする。

第 5 項 機械を他の目的で使用する申請

5.1 機械を他の目的での使用申請を希望するサービス受領者は、操業開始の許可申請を受けている者とする。

5.2 サービス受領者は、事務局または事務局に委任された団体の電子システムを通じて、雇用契約書案コピー、契約者の詳細、その機械を他の目的で使用する期間、または担当官が求める詳細などの雇用詳細を提出するとともに、機械を他の目的での使用申請を希望する機械リストを許可申請しなければならない。事務局は申請書の受領日より 15 日以内に検討する。

第 6 項 機械寄付の申請

6.1 サービス受領者は、事務局または事務局に委任された団体の電子システムを通じて、寄付を受ける機関などの寄付詳細の提出とともに、機械寄付を希望する機械リストを許可申請しなければならない。事務局は申請書の受領日より 15 日以内に検討する。

6.2 リスト処分を行うために、サービス受領者は寄付後に事務局または事務局に委任された団体の電子システムを通じて、被寄付者からの寄付受領証明書の提出とともに寄付詳細を記録しなければならない。

第 7 項 機械ハイヤーパーチェス/リースの申請

サービス受領者は、事務局または事務局に委任された団体の電子システムを通じて、ハイヤーパーチェス/リース契約の申請書などのハイヤーパーチェス/リース詳細の提出とともに、機械ハイヤーパーチェス/リースの申請を希望する機械リストを許可申請しなければならない。事務局は申請書の受領日より 15 日以内に検討する。

第 8 項 機械抵当の申請

サービス受領者は、事務局または事務局に委任された団体の電子システムを通じて、機械抵当の申請書などの抵当詳細の提出とともに、機械抵当の申請を希望する機械リストを許可申請しなければならない。事務局は申請書の受領日より 15 日以内に検討する。

第 9 項 機械破壊の申請

9.1 サービス受領者は、事務局または事務局に委任された団体の電子システムを通じて、破壊を希望する機械リスト、破壊申請の理由および破壊方法を許可申請しなければならない。事務局は申請書の受領日より 30 日以内に検討する。

9.2 リスト処分を行うために、サービス受領者は破壊後に事務局または事務局に委任された団体の電子システムを通じて破壊詳細を記録しなければならない。

第 10 項 機械の輸入関税の納税申請

10.1 サービス受領者は、事務局または事務局に委任された団体の電子システムを通じて、納税申請を希望する輸入申告書番号、申告書に記載されている順番および機械数量を明示するとともに恩典行使可能リストから機械リストを選択しなければならない。事務局は申請書の受領日より 15 日以内に検討する。

10.2 リスト処分を行うために、サービス受領者は納税をした後、事務局または事務局に委任された団体の電子システムを通じて納税証拠を提示しリスト処分を申請しなければならない。

第 11 項 機械のリスト処分

11.1 サービス受領者は、事務局または事務局に委任された団体の電子システムを通じて、輸入日よりリスト処分の申請日まで 5 年以上のものとする恩典行使可能リストから機械リストを選択しなければならない。事務局は申請書の受領日より 30 日以内で検討す

る。なお、リスト処分の許可取得後、その機械はプロジェクトからの売却申請までプロジェクトで使用しなければならない。

11.2 機械の状態での関税の税負担がある輸出、破壊、納税、寄付、または売却における機械のリスト処分の場合、事務局は申請書の受領日より 15 日以内に検討する。

第 12 項 機械売却の申請

12.1 輸入日よりプロジェクトからの機械売却の申請日まで 5 年以上の機械の場合、サービス受領者は事務局または事務局に委任された団体の電子システムを通じて、恩典行使可能リストから機械リストを選択しなければならない。事務局は申請書の受領日より 15 日以内に検討する。

なお、主要機械の売却申請の場合は、当該機械を売却した時プロジェクトの最大生産能力が奨励されている能力の 80% 未満に低下してはならない。プロジェクトの最大生産能力が 80% 未満に低下した場合、サービス受領者はプロジェクトからの売却申請とともに、代替機械を調達しかつその書類を提出しなければならない。これまでリスト処分されていない機械の場合は売却申請を行うと、自動的にリスト処分される。

12.2 輸入日よりプロジェクトからの機械売却の申請日まで 5 年未満の機械の場合、サービス受領者は事務局または事務局に委任された団体の電子システムを通じて、恩典行使可能リストから機械リストを選択しなければならない。事務局は申請書の受領日より 15 日以内に検討する。

なお、主要機械の売却申請の場合は、当該機械を売却した時プロジェクトの最大生産能力が奨励されている能力の 80% 未満に低下してはならない。プロジェクトの最大生産能力が 80% 未満に低下した場合、サービス受領者はプロジェクトからの売却申請とともに、代替機械を調達しかつその書類を提出しなければならない。

リスト処分を行うために、サービス受領者は納税をした後、事務局または事務局に委任された団体の電子システムを通じて納税証拠を提示しリスト処分を申請しなければならない。

第 13 項 本規定は一般の場合に適用するが、必要と見た場合、投資委員会事務局長はその場合に応じて検討する。

第 14 項 本布告に基づき適用できない場合、投資委員会事務局長が判断する。

尚、只今より有効とする。

発布日：仏暦 2559 年（2016 年）10 月 6 日

ヒランヤー・スジナイ

（ヒランヤー・スジナイ）

投資委員長官